

令和3年4月1日からは、各申請、届の押印は廃止しました。

- 押印を廃止した様式（一部を除く）は、ホームページに掲載しております。
- 押印廃止した様式に押印がされていても、正式書類として受理いたします。
- 様式に「印」の記載がある場合でも受理しますが、最新の様式に早めに対応してください。
- 押印廃止した書類の記載内容については、これまでと同様、責任をもって記載してください。

（押印の代替方法として、ご本人に真意確認をさせていただくことがあります）

本人確認や文書作成の真意（申請意思）確認を押印や署名で担保してきましたが、押印を代替する方法として、以下のような確認等をさせていただくことがあります。

- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の確認
- ・法人の社員であることを確認するための法人の登記書類の確認
- ・申請時に氏名及び連絡先を記入していただき、本人（又は法人）の意思確認のための連絡
- ・事業者であって、継続的な関係があるもののメールアドレスからの提出記録の保存